

ID: 5089

担当部署: 地域整備課

処分の概要	景観重要建造物の管理改善の措置命令					
法 令 名 根 拠 条 項	景観法 第26条					
法 令 番 号	平成16年法律第110号					
【基準】						
<p>法第26条の規定による。</p> <p>(管理に関する命令又は勧告)</p> <p>第26条 景観行政団体の長は、景観重要建造物の管理が適当でないため当該景観重要建造物が滅失し若しくは毀き損するおそれがあると認められるとき、又は前条第2項の規定に基づく条例が定められている場合にあっては景観重要建造物の管理が当該条例に従って適切に行われていないと認められるときは、当該景観重要建造物の所有者又は管理者に対し、管理の方法の改善その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。</p>						
景観法運用指針(平成16年12月国土交通省・農林水産省・環境省、令和4年3月28日改正)参照						
備考						
設 定 年 月 日	令和 3 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 7 月 1 日			